

第 1 項若しくは第50条の 3 第 9 項の規定による命令に基づく手続の補正の場合又は第27条の 3 第 1 項の規定による手続の補正の場合であつて、その補正に係る事項についての記録原本への書き換えが容易にできるときは差替え用紙によることを要しない。また、第50条の 3 第 8 項の規定により法第 6 条の規定による命令に基づく補正後の明細書又は法第11条の規定による補正後の明細書に記載した配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するときは、「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」（原則として、「出願人氏名（名称）」、「代理人氏名（名称）」、「国際出願の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することにより作成する。）を添付し、「補正の内容」の欄には「別添磁気ディスクのとおり」と記載するとともに補正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要とする。

5～8 [略]

様式第15の 2 の 3 （第28条の 3 関係）

[略]

1 [略]

2 Applicant (Common Representative)

Name :

[Signature] (印)

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name :

[Signature] (印)

Address :

4～6 [略]

[略]

様式第15の 2 の 5 （第28条の 3 関係）

[略]

1 [略]

2 Applicant (Common Representative)

Name :

[Signature] (印)

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name :

[Signature] (印)

Address :

4～6 [略]

[略]

第 1 項若しくは第50条の 3 第 9 項の規定による命令に基づく手続の補正の場合又は第27条の 3 第 1 項の規定による手続の補正の場合であつて、その補正に係る事項についての記録原本への書き換えが容易にできるときは差替え用紙によることを要しない。また、第50条の 3 第 8 項の規定により法第 6 条の規定による命令に基づく補正後の明細書又は法第11条の規定による補正後の明細書に記載した配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するときは、「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」（原則として、「出願人氏名（名称）」、「代理人氏名（名称）」、「国際出願の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することにより作成する。）を添付し、「補正の内容」の欄には「別添磁気ディスクのとおり」と記載するとともに補正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要とする。

5～8 [略]

様式第15の 2 の 3 （第28条の 3 関係）

[略]

1 [略]

2 Applicant (Common Representative)

Name :

[Signature] (印)

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name :

[Signature] (印)

Address :

4～6 [略]

[略]

様式第15の 2 の 5 （第28条の 3 関係）

[略]

1 [略]

2 Applicant (Common Representative)

Name :

[Signature] (印)

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name :

[Signature] (印)

Address :

4～6 [略]

[略]